

# 茨城町地域おこし協力隊募集要領

## 1 募集の目的、主な業務及び人数

茨城町は、四季折々の景観が魅力の潤沼、周辺のキャンプ場、近年から推進しているサイクルツーリズム等をはじめとした豊富な観光資源を有しています。三大都市圏等の都市部から、それらの魅力発信に取り組み、町に定住する意思をもつ人材を誘致し、交流・関係人口の創出と、地域力の維持、強化を図ることを目的として、地域おこし協力隊員を募集します。

主な業務	人数
(1) 観光振興 ・町の観光PR、観光資源のさらなる発掘（SNSによる魅力発信等） ・サイクルツーリズムの促進（町内サイクリングマップの制作等） ・町内飲食店等のPR (2) 関係人口の創出、関係性の深化 ※関係人口：地域と多様な関わりを持ちたいという想いを持った方々。 将来的な移住者として期待されている。 ・茨城町のファンクラブ「いば3ふるさとサポーターズクラブ」の活動への参加 ・フィルムコミッション（映像制作活動の誘致、支援）業務への関与	1人

上記の他、下記を共通業務として行っていただきます。

### (1) 隊員同士の連携及び協力

※茨城町では、令和3年1月1日現在、3人の協力隊員が活動しています。

このうち、令和3年度はコミュニティスペースKoco・deの運営に取り組む隊員1人が継続する予定です。

### (2) 職員や集落支援員等との連携及び協力

### (3) 地域活動や町が主催するイベント等への参画

※現在の隊員の活動状況については、下記を参照願います。

茨城町地域おこし協力隊Facebook <https://www.facebook.com/townibaraki>

茨城町地域おこし協力隊Twitter <https://mobile.twitter.com/IbarakiOkoshi>

## 2 雇用の形態

会計年度任用職員として、町長が任用します。

### 3 募集条件

- (1) 年齢 問いません。
- (2) 性別 問いません。
- (3) 居住地要件（現在お住まいの住所地）

3大都市圏内の都市地域（※1）又は政令指定都市（条件不利地域（※2）は除く。）にお住まいで、任用期間中、茨城町に住民票を異動することができる方

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部を言います。

※2 次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を言います。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法 ③離島振興法
  - ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法
- (4) 他市町村において、地域おこし協力隊員として一定期間（2年以上）従事し、かつ解嘱から1年以内の方も応募できます。
  - (5) 普通自動車運転免許を有している方
  - (6) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、メール対応等）ができる方
  - (7) 心身ともに健康で、行政や地域とコミュニケーションを図り、協調性を持って誠実に勤務することができる方
  - (8) 地域活性化活動に理解と熱意があり積極的に活動できる方
  - (9) 任期終了後、茨城町に定住し、就業または起業する意欲のある方
  - (10) 次のいずれかに該当する方は、応募することができません。
    - ア 日本の国籍を有しない人
    - イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
    - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
    - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入した人

### 4 任期

任用の日（令和3年6月1日予定）から令和4年3月31日まで

※ただし、年度終了時に、活動に取り組む姿勢や事業成果、ヒアリング等により、次年度への更新について判断します。（最長3年目の年度末まで）

### 5 報酬等

報酬、社会保険等の条件は下記のとおりです。

- (1) 報酬  
令和3年度 時給1,119円
- (2) 社会保険（厚生年金・健康保険・雇用保険）  
本人負担分が報酬から差し引かれます。
- (3) 手当
  - ・通勤手当  
距離に応じて支給します。
  - ・期末手当  
年2回（6月及び12月）

## 6 活動時間・活動日数・休暇

- (1) 活動時間  
活動時間は、1日当たり7時間45分です。
- (2) 活動日数  
活動日数は原則として、月16日までとなります。（土日及び祝日の活動あり）
- (3) 休暇  
年次有給休暇，特別休暇（結婚，病気，忌引休暇等）を取得できます。

## 7 住居について

住居は町で用意し，町が家賃を助成します。（上限50,000円）

※転居にかかる費用や生活必需品，光熱水費等生活に必要な費用については，自己負担となります。

## 8 兼業について

地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲において，兼業をすることは可能です。  
その場合，町長の許可が必要となります。

## 9 応募方法

別紙「茨城町地域おこし協力隊応募用紙」に御記入の上，「履歴書（市販の様式で可）」を添付して茨城町町長公室秘書広聴課宛てに郵送してください。

## 10 選考方法について

- (1) 第1次選考・・・書類審査
- (2) 第2次選考・・・面接審査

第1次選考合格者を対象に，茨城町役場にて面接を行います。

なお，第2次選考に係る交通費は，自己負担となります。

新型コロナウイルス感染症の状況により，延期，またはオンライン面接等への変

更となる場合があります。

※ この募集は令和3年度当初予算の成立を前提としております。従って成立した予算の内容によっては、変更等があり得ることを予めご了承ください。

**【申込み・問合せ先】**

茨城町 町長公室 秘書広聴課 営業戦略グループ

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL 029-292-1111 (代表) 内線246 / 029-240-7148 (直通)

FAX 029-292-6748

E-Mail [eigyo@town.ibaraki.lg.jp](mailto:eigyo@town.ibaraki.lg.jp)

町 HP <http://www.town.ibaraki.lg.jp/>